

学校における医療的ケア児への支援等について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

1. 学校における医療的ケアの現状について
2. 医療的ケア関連事業等について

1. 学校における医療的ケアの現状について

学校に在籍する医療的ケア児について

法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

● 医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

● 医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

【医療的ケアのイメージ】



喀痰吸引



気管切開



経管栄養(経鼻)



経管栄養(胃ろう)



インスリン注射

学校における医療的ケア

特定行為 (※)

- 口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養

※認定された教職員等(認定特定行為業務従事者)が一定の条件の下に実施可能



特定行為以外の、学校で行われている
医行為(看護師等が実施)

〔本人や家族が医行為を行う
場合、違法性が阻却される
ことがあるとされている。〕

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう
→に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援 措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（学校の設置者の責務）

第七条 学校（学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

（教育を行う体制の拡充等）

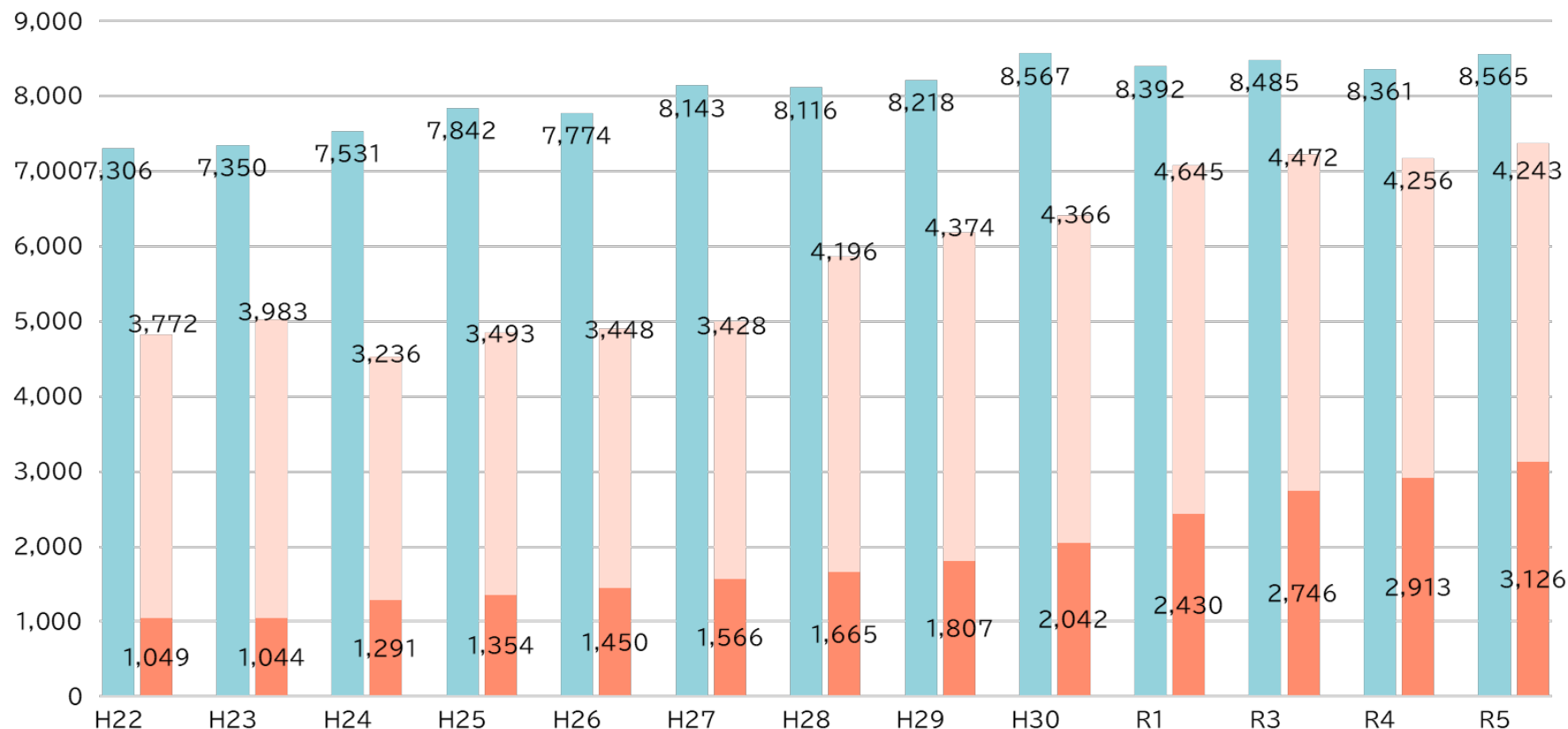
第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

学校に在籍する医療的ケア児の数(特別支援学校)

- 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数は直近調査では微増

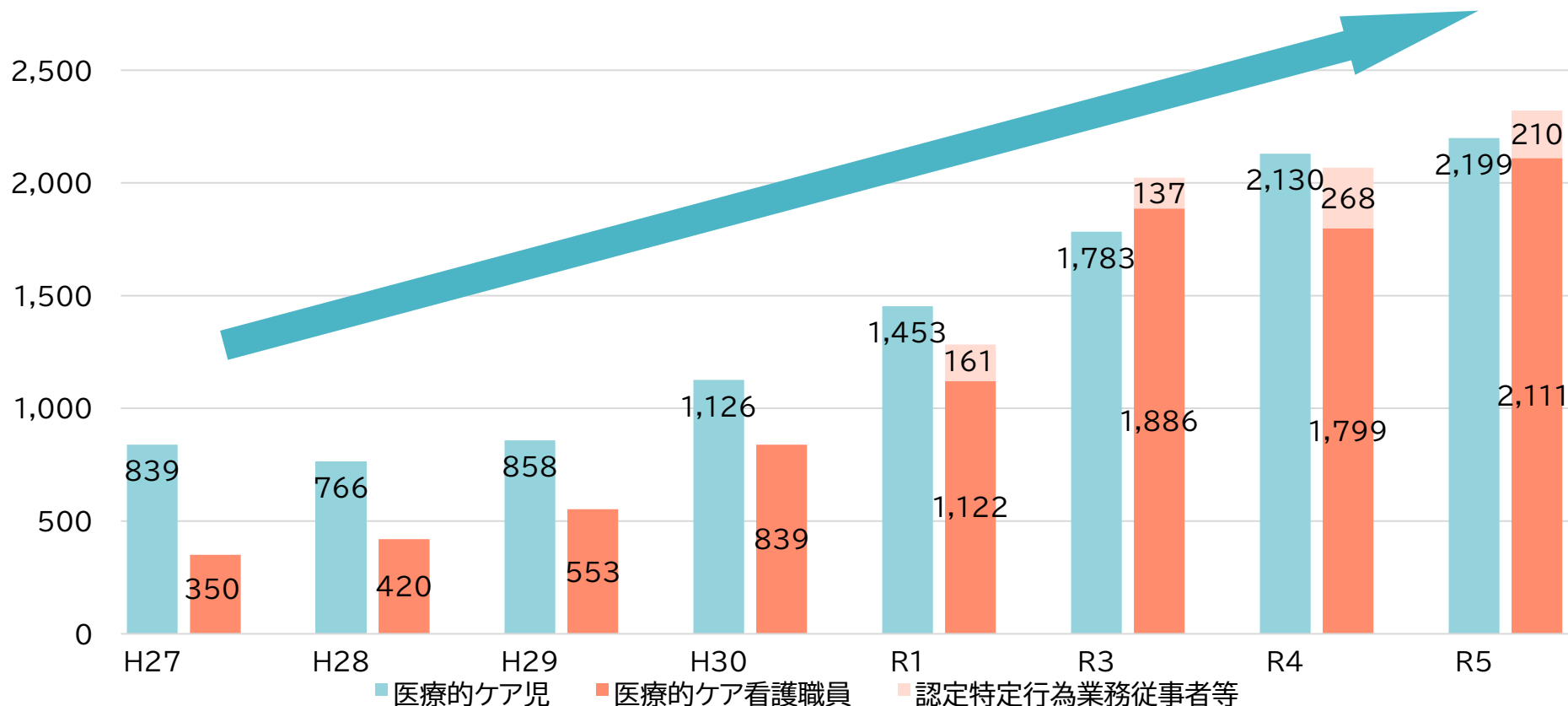


※ 調査対象
 H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外
 R1～ 国立・私立の特別支援学校を対象に追加

■ 医療的ケア児 ■ 看護師 ■ 認定特定行為業務従事者等

学校に在籍する医療的ケア児の数(小中学校等)

(単位:人)



医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数(幼稚園、小・中・高等学校)

※ 調査対象

H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

H28、29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)

H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

R1、R3 : 国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

※ 認定特定行為業務従事者等の数

R1～ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数

R4～ : 認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数

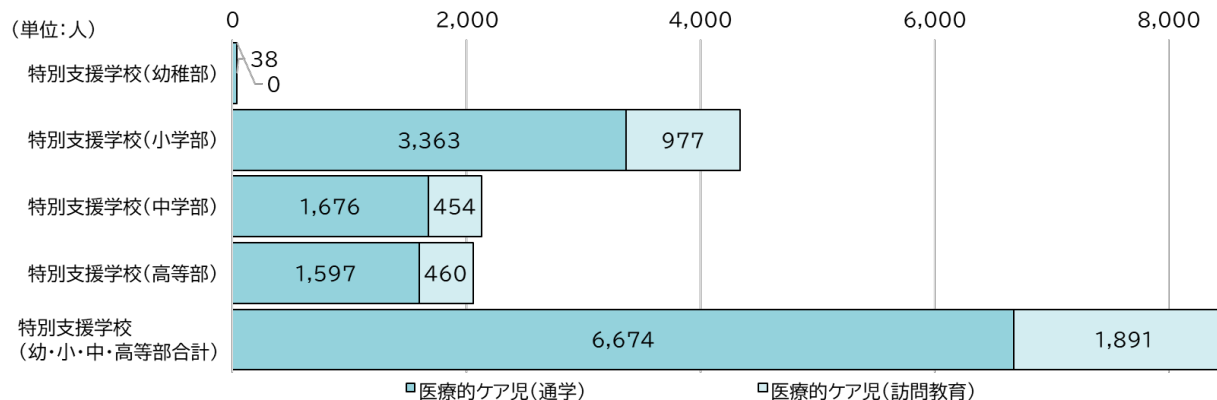
※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

※ 医療的ケア看護職員数は、令和3年度調査以前は国公立とともに各学校が回答しているが、令和4年度以降は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数

特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

8,565人 (R4 8,361人)

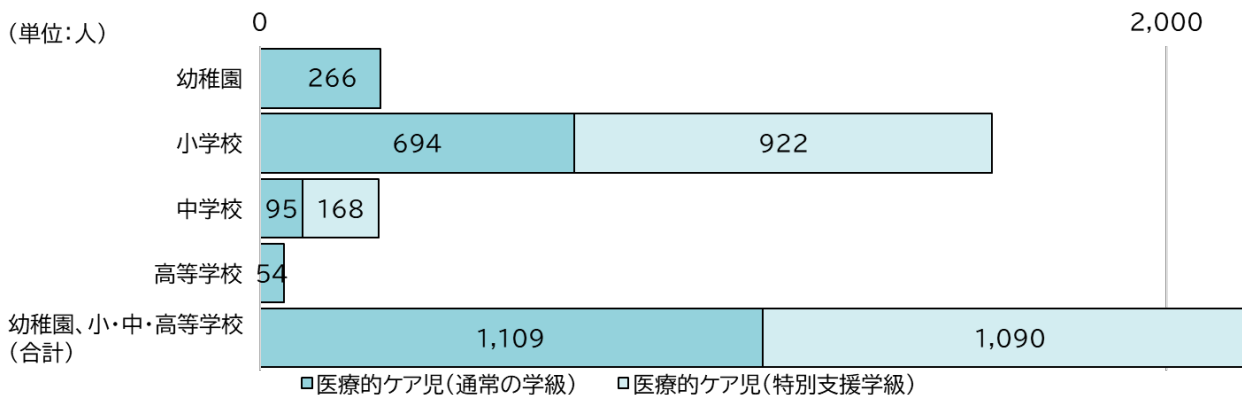


学部	通学・訪問教育の別	国立	公立	私立	計
幼稚部	通学	0	38	0	38
	訪問教育	0	0	0	0
小学部	通学	9	3,354	0	3,363
	訪問教育	0	977	0	977
中学部	通学	0	1,676	0	1,676
	訪問教育	0	454	0	454
高等部	通学	2	1,595	0	1,597
	訪問教育	0	460	0	460
計	通学	11	6,663	0	6,674
	訪問教育	0	1,891	0	1,891
	計	11	8,554	0	8,565

(参考) 医療的ケア児が在籍する特別支援学校 702校

幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数

2,199人 (R4 2,130人)

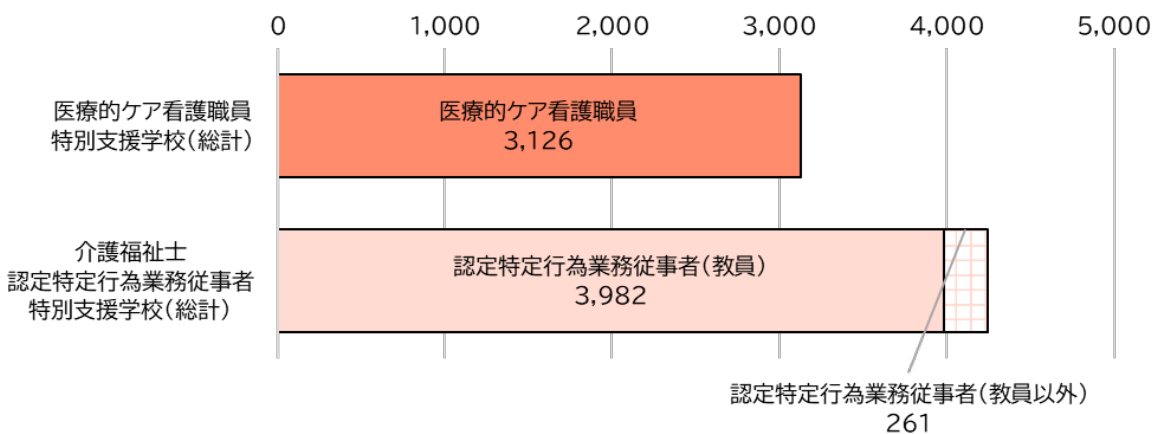


学校種	通常の学級・特別支援学級の別	国立	公立	私立	計
幼稚園	通常の学級	1	91	174	266
小学校	通常の学級	9	676	9	694
	特別支援学級	0	922	0	922
中学校	通常の学級	0	79	16	95
	特別支援学級	0	168	0	168
高等学校	通常の学級	0	26	28	54
計	通常の学級	10	872	227	1,109
	特別支援学級	0	1,090	0	1,090
	計	10	1,962	227	2,199

(参考) 医療的ケア児が在籍する幼稚園 233校
 小学校 1416校
 中学校 240校
 高等学校 46校

学校において医療的ケアを実施する看護師等の数

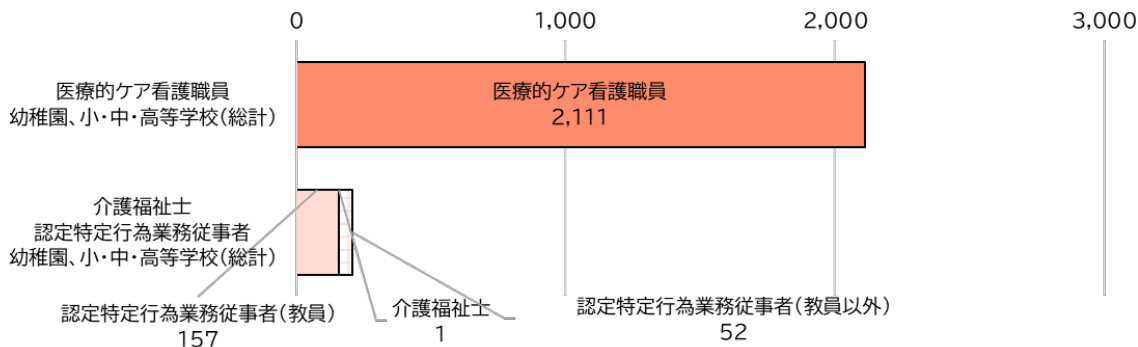
特別支援学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **7,369人**
(R4 7,169人)



医療的ケア看護職員の週当たりの所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用:常勤	直接雇用:非常勤	外部委託※2
19時間25分未満	0	1,135	175
19時間25分以上23時間15分未満	0	109	2
23時間15分以上31時間00分未満	2	1,084	68
31時間00分以上37時間30分未満	15	161	13
37時間30分以上	344	10	8
計	361	2,499	266

※1 直接雇用:就労規則によって定められる週の所定労働時間を回答。
外部委託:委託契約書等によって定められている週の業務委託時間(委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の一週間の平均業務委託時間)を回答。
※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

幼・小・中・高等学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **2,321人**
(R4 2,067人)



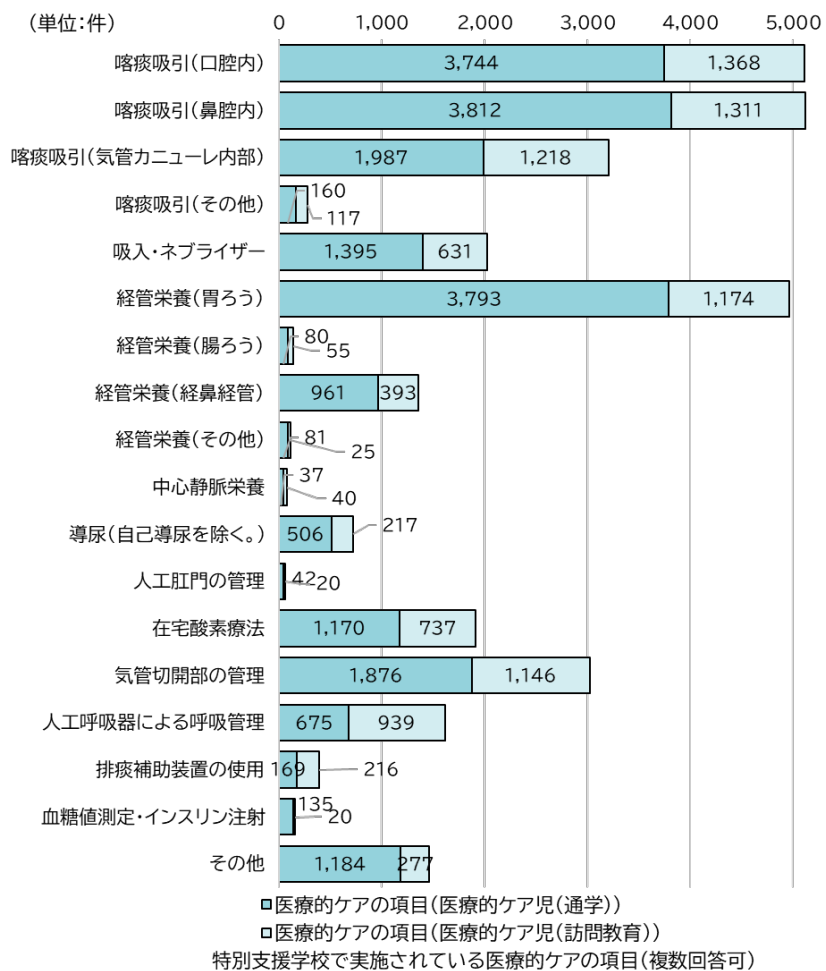
医療的ケア看護職員の週当たりの所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用:常勤	直接雇用:非常勤	外部委託※2
19時間25分未満	4	579	473
19時間25分以上23時間15分未満	1	144	30
23時間15分以上31時間00分未満	4	421	81
31時間00分以上37時間30分未満	11	245	33
37時間30分以上	24	49	12
計	44	1,438	629

※ 本調査における「医療的ケア看護職員」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。
※ 医療的ケア看護職員のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む域内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。

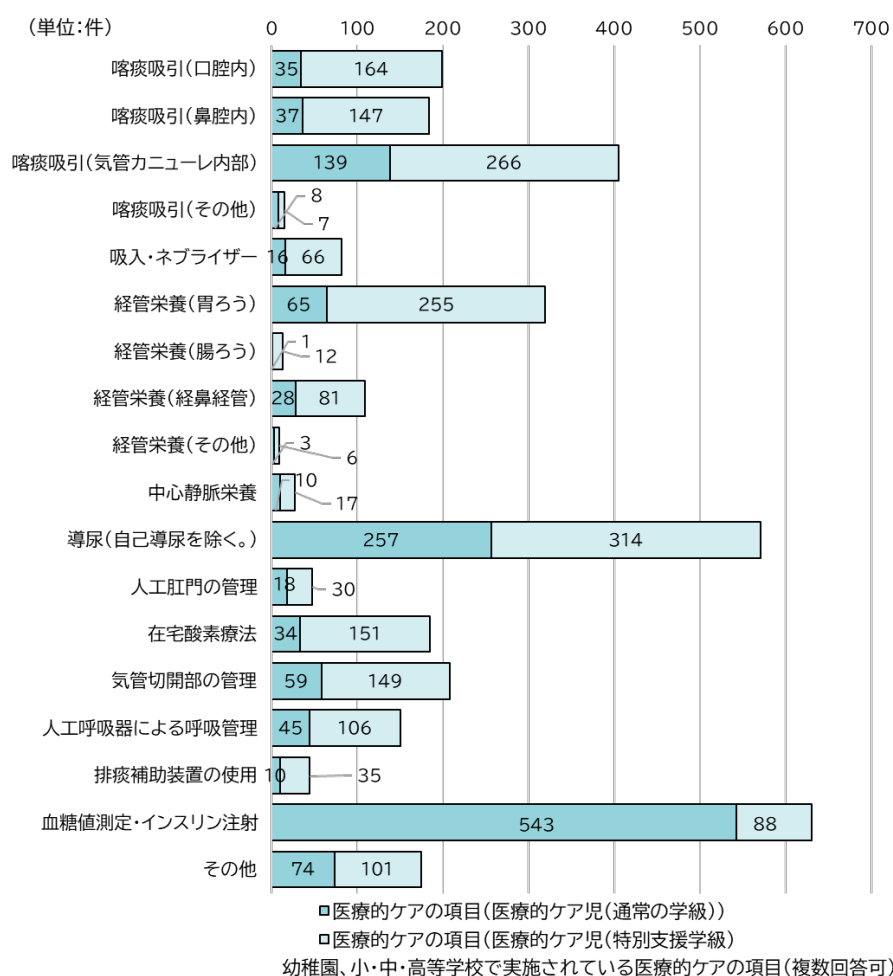
学校で実施されている医療的ケアの項目

- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ31,711件であり、行為別にみると、喀痰吸引(鼻腔内)5,123件、喀痰吸引(口腔内)5,112件、経管栄養(胃ろう)4,967件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,205件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ3,377件であり、行為別にみると、血糖値測定・インスリン注射631件、導尿571件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)405件、経管栄養(胃ろう)320件の順に多い。

特別支援学校



幼稚園・小・中・高等学校

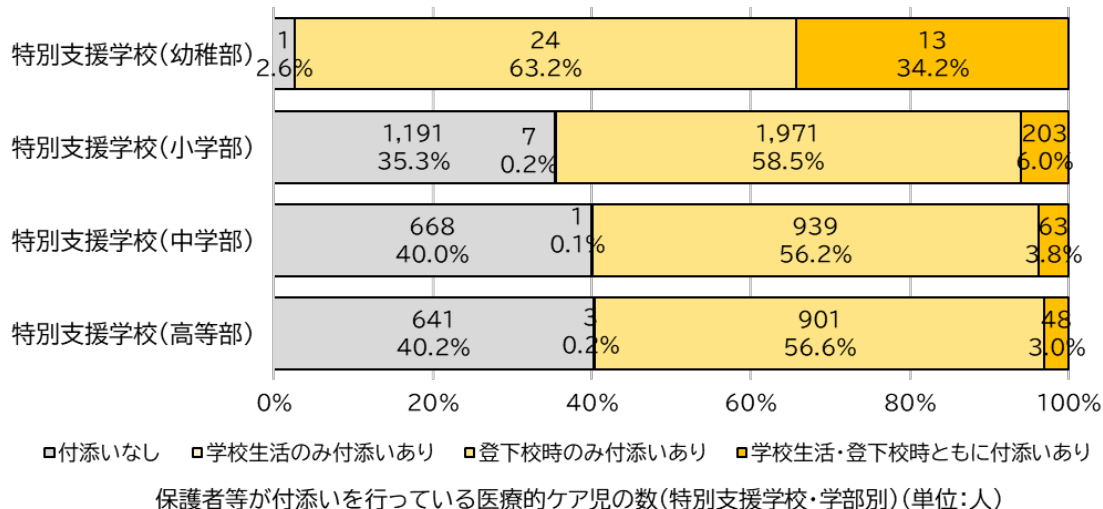
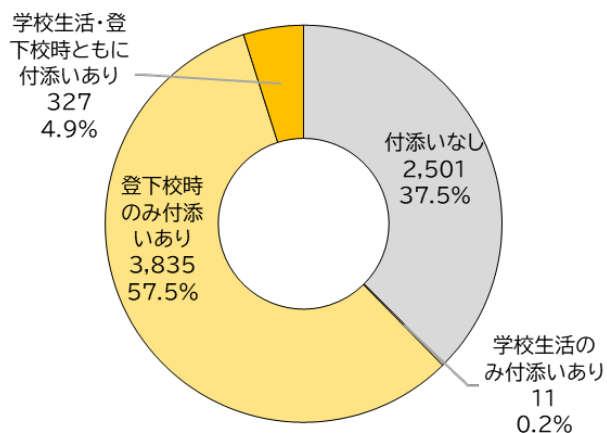


令和5年度学校における医療的ケアに関する実態調査 特別支援学校における保護者等の付添いの状況

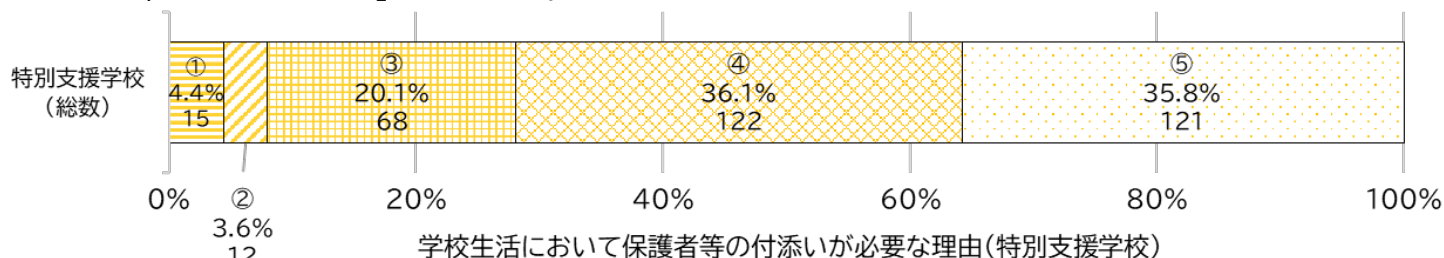
特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,674人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 338人 (5.1%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,835人 (57.5%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,501人 (37.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(特別支援学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(338人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定 特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」122件(36.1%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施する手続きの途中である」「健康状態が不安定」「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

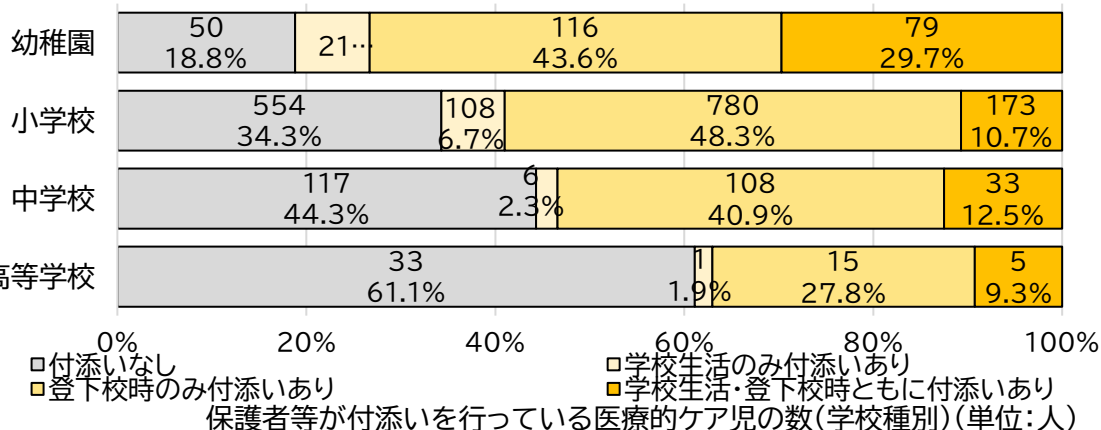
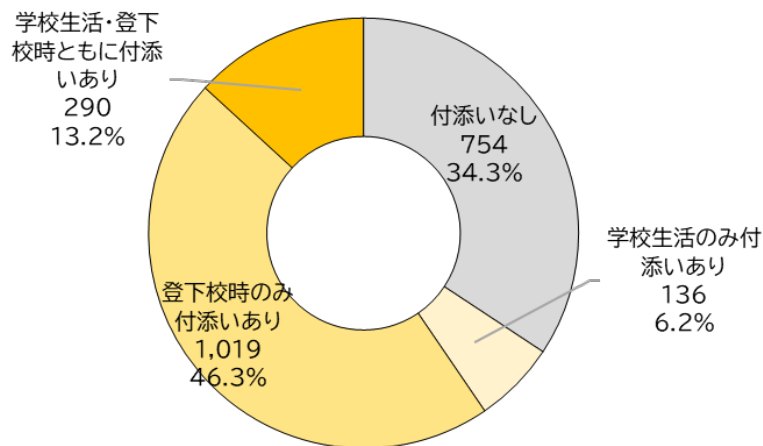
※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

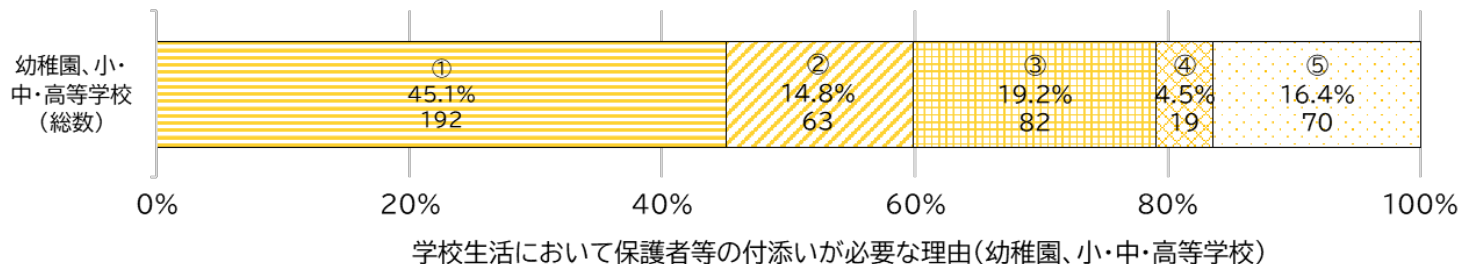
幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,199人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 426人 (19.4%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,019人 (46.3%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 754人 (34.3%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(426人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」192件(45.1%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



- 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- その他

※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

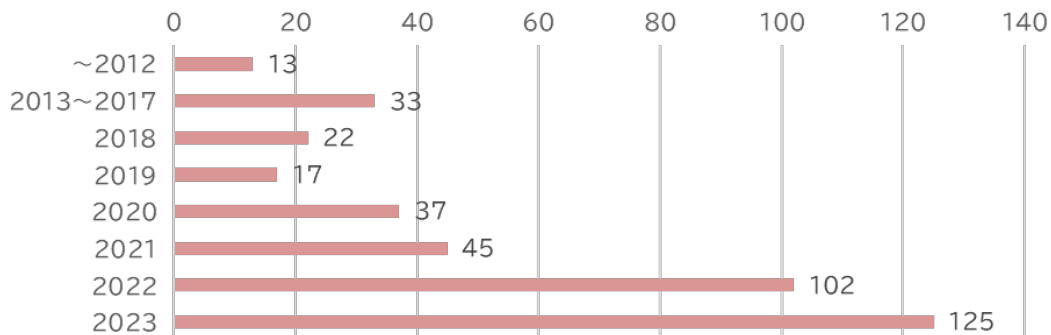
教育委員会における医療的ケアに関するガイドライン等の策定状況

- ガイドライン等を策定している教育委員会 394/1,815(21.7%) (R3: 13.8%)
うち、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会 349/644(54.2%) (R3: 40.3%)

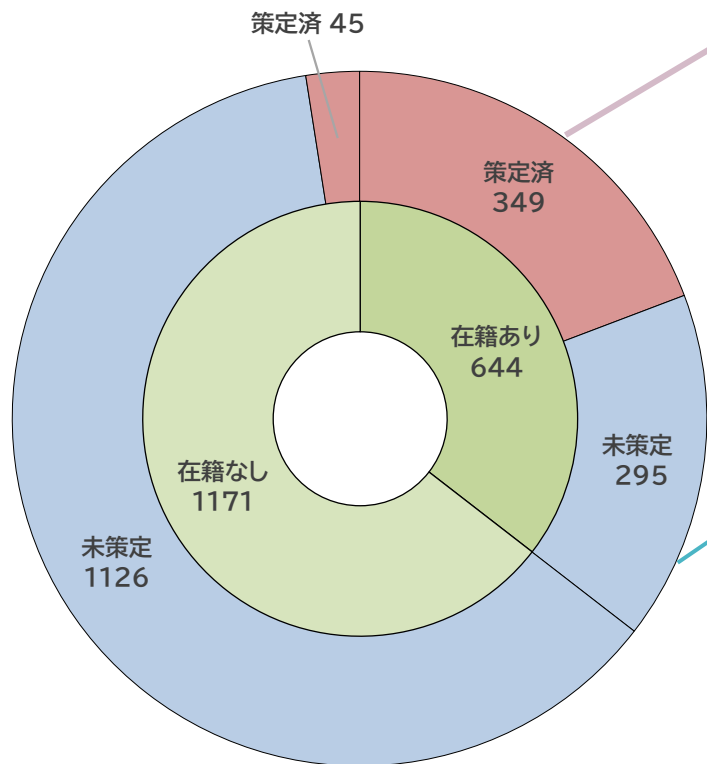
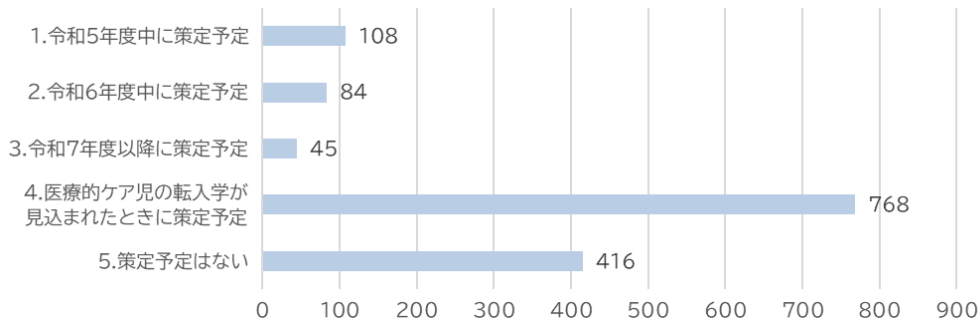
- ガイドライン等を策定している都道府県教育委員会 44/47(93.6%)

ガイドライン等を策定していない理由としては、令和3年度同様に「各学校が個別にマニュアルを策定している」「県のガイドライン等を参考にして対応している」「医療的ケア児が在籍しておらず、その見込みもない」などが挙げられる。

●ガイドライン等を策定している394教育委員会においては、ガイドライン等の策定（最終改訂時期）は、直近2023年が最も多い。



●ガイドライン等を策定していない1,421教育委員会においては、ガイドライン等の策定の予定は、「医療的ケア児の転入学が見込まれたとき」が最も多い。



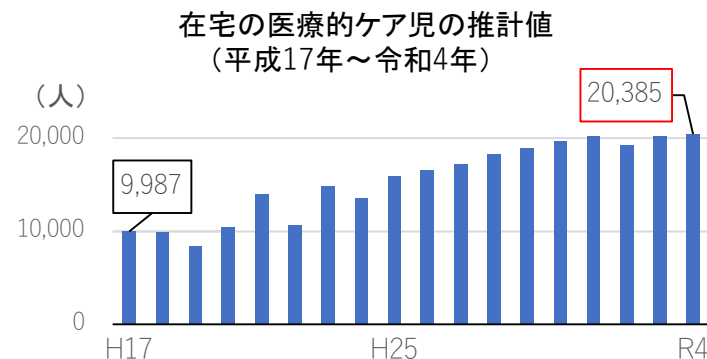
「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査

－小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－の結果（概要）

！ 調査の背景

- 近年、医療技術の進歩を背景に、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」が増加
- 令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、学校において保護者の付添いがなくても適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう、看護師等の配置の措置等について規定。施行後3年（令和6年9月）の見直し規定あり
- しかしながら、保護者が付添いを求められたため、離職・休職をせざるを得なくなったといった事例が発生

〔 通知日：令和6年3月8日 通知先：文部科学省 〕



📄 調査結果

- ✓ 小学校就学時における医療的ケア実施体制の確保について、
 - ①就学予定の医療的ケア児の把握が遅れた事例や看護師等確保に向けた動き出しの遅れ等により医療的ケア実施者を確保できていない事例（一方で、医療的ケア児の情報を確実に把握し、就学に係る保護者の意向を早期に確認できるよう工夫を行っている教育委員会あり）
 - ②給与水準の低さ、勤務環境に対する不安、小学校勤務という働き方の認知度不足等により看護師の確保が困難との教育委員会の意見
- ✓ 小学校における医療的ケアの実施について、看護師の休暇時や校外学習時等、様々な場面で保護者の付添いが発生している事例（一方で、付添いが生じないよう採用や配置の工夫を行っている教育委員会あり）
- ✓ 在校時の災害発生への備えについて、
 - ①医療的ケアに必要な物品等の備蓄や人工呼吸器用の非常用電源の確保が行われていない状況
 - ②学校での待機長期化時の対応の取決めが行われていない状況

👉 当省の意見

関係部署等と連携した医療的ケア児の早期把握、保護者等への早期のアプローチの促進

看護師の確保が困難である要因を踏まえた支援方策の検討

医療的ケア実施者の配置・採用形態の工夫等による付添いの解消の取組の促進

必要な物品の備蓄・準備方法をあらかじめ取り決めておくなど、災害発生時にも医療的ケアが実施できる環境の整備

💡 期待される効果

保護者の付添いの解消

災害発生時における的確な医療的ケアの実施



個々の児童の心身の状況等に応じた教育機会の確保

家族の離職・休職防止

総務省行政評価局による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」 結果（意見の通知）に基づく対応について（概要）

- ◆ 総務省「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査—小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として—の結果（通知）」（令和6年3月8日付け総評第8号総務省行政評価局長）を踏まえ、文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、小学校等における医療的ケアの実施体制について留意すべき事項を示し、対応を求める通知を发出（令和6年4月19日付け文部科学省関係課連名）

通知は文部科学省HPでも公開中



https://www.mext.go.jp/content/20240419_mxt_tokubetu01-000007449.pdf

通知の内容（抜粋）

1. 医療的ケア児の早期把握のための連携体制の構築について

- 関係部局、幼稚園や保育所等の関係機関等と連携しながら、域内の**就学前の医療的ケア児を可能な限り早期に把握**するよう努めること。その際には、必要に応じて医療的ケア児支援センターとも連携すること。
- **就学に関する事前の相談・支援の実施**に努めるとともに、就学に関する事前の教育相談等が早い時期から提供されることを、本人及び保護者に対して事前に周知すること。
- 医療的ケア児の早期把握に基づく医療的ケア看護職員の確保等、「医療的ケア児及びその家族に関する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、**保護者の付添いなくても適切な医療的ケア等を受けられるよう、医療的ケア看護職員等の配置促進**に努めること。



2. 医療的ケア児に対する保護者の付添いへの対応について

- 対応できる医療的ケアの対象について、例えば**ガイドラインの規定を見直す等、個々の医療的ケア児の状態等に応じて対応を検討できるような体制を整備**すること。
- 保護者に付添いの協力を得ることは、**真に必要と考えられる場合に限る**よう努めるべきであるが、やむを得ず付添いの協力を求める場合には、**真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通し**などについて、保護者等に対して丁寧に説明すること。
- 医療的ケアの引き継ぎ期間の短縮化に向けた関係者との連携等の取組を行うとともに、医療的ケア看護職員の配置方法を工夫すること等を通して、保護者の付添い負担軽減を引き続き行うこと。



3. 医療的ケア児の学校在校時における発災への備えについて

- **医療器具の準備等について、保護者等と学校間で確認**しておくこと。特に人工呼吸器を用いている等、非常用電源が確保できなければ直ちに重篤な事態に陥りかねない医療的ケア児が在籍している学校においては、**停電時の対応**を取り決めておくこと。
- 発災後、保護者等が長期間来校できない場合等、**学校における待機が長期化した場合**にも医療的ケアを実施できる体制をどのように構築するかについて、**保護者等と学校間で協議して取り決めておく**こと。
- 取り決め等を進めるに当たっては、各自治体の防災担当部局等、**災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や、地域の医療機関等と連携**し、協力を得る必要がある場合があることに留意すること。



- ◆ 第213回通常国会の参議院・決算委員会(令和6年6月10日)において、決算的観点から改善が必要と考えるものとして、政府に対し適切な措置を講じるよう求める措置要求が決議された。

決議の内容（抜粋）

4 学校における医療的ケア児に対する支援体制の整備について

文部科学省は、各教育委員会に対し、学校における医療的ケア児への対応の在り方を示したガイドライン等の策定を求めているが、同省の調査によると、令和5年4月時点でガイドライン等を策定している教育委員会は全体の22%にとどまっている。また、総務省行政評価局による調査では、小学校における医療的ケアの実施体制について、医療的ケア実施者を確保できていない事例や看護師の休暇時等において保護者の付添いが発生している事例等があり、在校時における発災への備えについては、医療器具等の備蓄や人工呼吸器用の非常用電源の確保が行われていない事例等が見受けられたことから、6年3月、総務省は文部科学省に対し改善を求める通知を発出した。

政府は、医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、各教育委員会によるガイドライン等策定の促進や総務省による通知に基づく改善措置を徹底し、医療的ケア児が学校において適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう万全を期すべきである。

2. 医療的ケア関連事業等について

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.6成立、R3.9施行）の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援
- 私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費について保育所と同様にその一部を補助

（国：1/2 補助事業者：1/2）

令和7年度予算額（案） 4,562百万円（前年度予算額4,037百万円）

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 配置人数：4,900人分（←4,550人分） ✓ 1日6時間、週5回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態（時間・単価等）を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人
（幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校）
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円（3年間（令和6年度～8年度）：1箇所×1,000万円）

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援
※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援（560人分 ← 435人分）

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

学校における医療的ケア実施体制整備事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

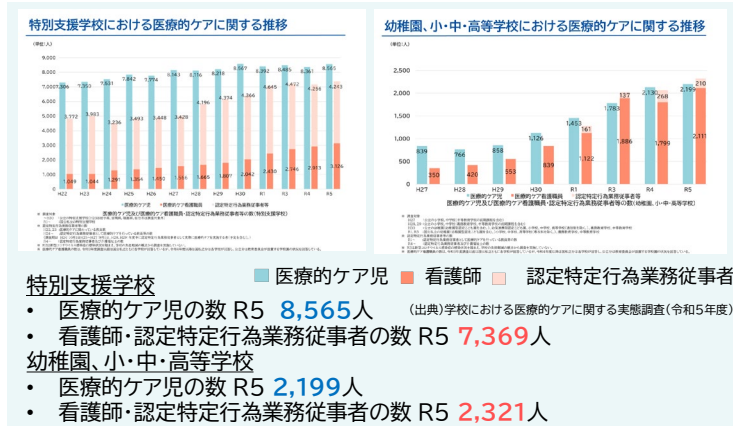
0.3億円
0.3億円



文部科学省

現状・課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがなくても支援を受けられるようにするための取組等が求められている。**
- 各教育委員会等における災害時を含むガイドライン策定促進や保護者の負担軽減に向け、
(1) 災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究
(2) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究
を実施し、取組を推進する。



事業内容

(1) 災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究（新規）

- 医療的ケア児が安全・安心に医療的ケアを受けられるよう、各自治体におけるガイドラインの策定を促進するため、災害時対応を含む盛り込むべき事項など、参考となるひな形等を提示するための調査研究を実施する。
※ガイドラインを策定している教育委員会 21.7% (394/1,815)
(民間団体等 1箇所×約18百万円)

①実態把握

医療的ケア児の在籍する学校の危機管理マニュアルや、各教育委員会の医療的ケアに関するガイドラインについて実態を調査

②手引きやひな形の作成

災害時の対応を示す手引きや、ガイドラインのひな形で記載すべき内容の検討・整理

③周知・対応の促進

成果物を周知し、各自治体における対応を促進

(2) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究（継続）

- 各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。
(教育委員会 5箇所×約2百万円)

<取組例>

I 保護者の負担軽減に向けた**地域の連携体制の構築**

※医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備/医療・福祉との連携による学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化 等

II 付添いに係るマニュアル等の見直し

※付添いがなくても安全・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理、各学校で共通して取り組む事項の整理 等

III 安全・安心な医療的ケアの実施に向けた**研修実施体制の構築・見直し**

※医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施/着任前・着任早期の研修受講の促進 等

①付添いの実態把握・取組の方向性の検討

実態把握を行うとともに、医療・保健・福祉などの関係者や保護者などで構成される協議体等で、見直しの方向性を検討。



②見直しに向けた取組の実施・検証

各学校において付添いの見直しに対する取組を実施し、実施体制の整理や課題を踏まえた見直しを行う



③成果の周知

効果的な取組について、事例を提供・全国への周知



各自治体における医療的ケア児の通学支援の取組について（一例）

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、**登下校においても付添いなく通学し、教育保障につなげる取組が各自治体において進められている。**

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月施行）（抄）第10条（略）2 学校の設置者は、**その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。**

○学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年）（別添）
9. 校外における医療的ケア（2）スクールバスなど専用通学車両による登下校
① **スクールバスなど専用通学車両への乗車については、医療的ケア児の乗車可能性をできる限り追求し、個別に判断すること。**（略）

神奈川県教育委員会における取組

- **令和3年度に医療・福祉の代表者の参画の下「通学支援検討会議」を実施した上で、令和4年度から通学支援を試行的に実施。**
- **スクールバスに乗車可能な医療的ケア児と、福祉車両による個別対応を行う医療的ケア児を整理し、スクールバス・福祉車両それぞれへ看護師等が同乗する形で通学支援を実施。**
- 令和4年12月末時点において、**看護師等が同乗したスクールバスで登校している児童生徒等は、10校で17名、福祉車両で登校している児童生徒等は、10校で26名。**



高知県教育委員会における取組

- **令和5年度から、スクールバスに乗車できない医療的ケア児2名に対して福祉タクシー等に看護師等が同乗し通学支援を月2回実施するモデル事業を実施。**
- **県立学校における医療的ケア運営協議会における意見聴取を実施しながら本格実施に向けた制度設計を検討。**
- モデル事業の実施と並行して、**県内における通学支援のために活用できる資源（介護タクシー事業所・訪問看護ステーション等）を確認・検証。**



（参考）各自治体における医療的ケア児の通学支援において活用されている文部科学省事業について

● **医療的ケア看護職員配置事業**

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置のための経費を補助。**

令和6年度要求・要望額 4,726百万円(前年度予算額3,318百万円)

● **特別支援教育学奨励費負担等（通学費）**

特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行っており、**医療的ケア児へのタクシー送迎費（通学費）等の交通費については、実費相当を家庭の経済状況に応じて国及び地方公共団体が支援している。**

令和6年度要求・要望額 14,664百万円の内数(前年度予算額13,516百万円)

令和6年度 学校における医療的ケア実施体制の拡充事業 医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究(概要)

【検討項目】

- 自治体等が医療的ケア **看護職員の人材確保・配置に向けた検討を行うにあたり参考**となる事例について
- 自治体等で行われている **人材確保・配置の取組みの特徴・工夫点、他自治体等への展開**の可能性について
- 各事例に共通する点、各取組から言える **効果的・効率的かつ安全・安心な人材確保・配置の在り方、方向性**について

御氏名	役 職
池田 彩乃	山形大学地域教育文化学部 准教授
井本 寛子	公益社団法人日本看護協会 常任理事
島添 聡	東京都立光明学園 統括校長
下山 直人	筑波大学 非常勤講師
高山 和浩	長野市教育委員会事務局学校教育課 指導主事
原口 道子	公益財団法人 東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター 難病ケア看護ユニット 主席研究員
古川 恵子	北九州市教育委員会学校教育課特別支援教育課 医療的ケア児支援担当係長
山本 紀子	三重県教育委員会特別支援教育課 指導主事
渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

(五十音順、敬称略)

学校における医療的ケアの実施に関する研修について

医療的ケア看護職員への研修

初任者、現任者、指導的な立場の3つの段階に分けて研修資料を作成・公表。
各研修資料では、病院とは異なる学校という場で医療的ケアを実施する際のポイント(学校における看護の役割、教員との連携等)も解説。

学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用)

- 看護師等が学校で勤務するに当たって参考となる資料。



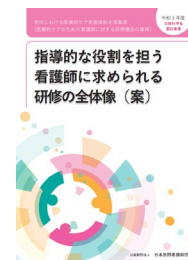
地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看連携モデルパンフレット

- 学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。

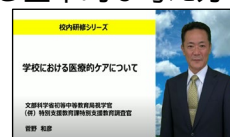
教員等への研修

小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。

NITSオンライン講座「学校における医療的ケアについて」

- 小・中学校等の教職員を主な対象とし、医療的ケアの実施に関する基本的な考え方を解説。



学校における教職員によるたんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組

医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行されたことなど踏まえ、文部科学省では、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

※「文部科学省HP」をクリックすると
文部科学省HPの該当ページに移動します。

基本的な考え方

学校における医療的ケアの今後の対応について
(H31.3.20 初等中等教育局長通知)

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ(平成31年2月28日)」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

小学校等における医療的ケア実施支援資料
～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケア実施対応マニュアル
(看護師用)

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



文部科学省HP

学校における教職員によるたんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト(例)

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



文部科学省HP

地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



文部科学省HP

教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。



文部科学省HP

指導的な役割を担う看護師の研修の参考となる資料

- 指導的な立場を担う看護師について、役割と期待される能力を整理するとともに、研修の参考となる資料。



文部科学省HP

学校における医療的ケアに関する研修参考マニュアル

- 医療的ケアに関する研修を初めて企画・実施する教育委員会担当者向けの、研修の基本的なプロセスを解説した資料。



文部科学省HP

医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について



文部科学省HP

学校における医療的ケア実施体制充実事業

- R3～:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

※1年目の取組概要を公表



文部科学省HP

学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

- 学校における医療的ケアに関する体制整備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP

医療的ケア看護職員等の相談・研修の在り方に関する事例

- 医療的ケアに関するICTを活用した相談・支援や医療機関等と連携した研修に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



文部科学省HP



Q1 学校で医療的ケアを行う看護師とは?

教育委員会や学校に勤務し、医療的ケアが必要なお子さんに対して、学校でケアを行い、豊かな学校生活を支える存在(通称「医療的ケア看護職員」)です。

Q2 学校での医療的ケアとは?

地域の小中学校や特別支援学校などに在籍する医療的ケア児は全国に約1万人*。例えば、喀痰吸引や経管栄養、導尿などのケアが行われています。

*令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査(文部科学省実態)

特別支援学校で働く看護師にインタビュー!

Q1 学校で勤務するきっかけを教えてください

以前は、内科病棟や老人保健施設で勤務していました。子育てと両立できる仕事を探していて、勤務時間等の条件が合ったため学校で働きはじめました。

Q2 実際に働いてみてどうですか?

日勤のみ・土日休みの勤務で夏休みなどの長期休みもあるので、子育てとの両立がしやすいです。時間休を取得し子どもの行事にも参加できています。入職前は学校で働くことのイメージがつかず不安でしたが、事前に学校を見学したり、研修や先輩看護師・教職員からのサポートもあり、現在は不安なく勤務できています。

Q3 仕事の内容を教えてください

同じ学校で勤務する看護師同士で、1日に2回のミーティングを行いながら、ケアに当たっています。判断に迷うことがあれば保健室に集まって先輩看護師と相談しています。

Aさんの学校での1日の流れ

時間	医療的ケア児	看護師
9:00		●出勤 ●登校前に看護師随で1日の打ち合わせ ●登校・引継ぎ
9:30		●バイタルサインチェック ●教職員または保護者と自宅での様子など情報共有
10:25		●朝の会:1時間目~2時間目 ●見守り・対話を通して健康状態の把握 ●中休みの経管栄養や導尿の準備
10:45		●医療的ケア児の状態に合わせて各教室を訪問 ●経管栄養や喀痰吸引などを実施 ●健康状態の確認
12:25		●3時間目~4時間目 ●看護師ミーティングの ●喀痰吸引などを実施 ●昼休みの経管栄養の準備
13:15		●給食 ●経管栄養や喀痰吸引などを実施
15:00		●5時間目 ●喀痰吸引などを実施 ●看護師ミーティングの ●医療的ケア児の様子など、教職員または保護者と随時情報共有
		●下校 ●退勤

●授業中に必要に応じてお子さんのもとへ行き、医療的ケアを実施
●それ以外の時間は基本的に保健室に待機し、記録作成や看護師間での情報共有などを行う

小学校で働く看護師にインタビュー!

Q1 学校で勤務するきっかけを教えてください

以前は、成人の急性期病棟などで勤務していました。先輩看護師からの紹介で学校で働く看護師の存在を知り、お子さんが学ぶ機会を得られるお手伝いができることに魅力を感じました。

Q2 学校で働くやりがいを教えてください

学校ではお子さんの嬉しい成長過程を間近で見守ることが出来ます。お子さんが、教職員や看護師からのアプローチで変化していく様子や、セルフケアができるようになる過程をサポートし、一緒に喜ぶことが大きなやりがいです。



特別支援学校でチーフ看護師として働く看護師にインタビュー!

Q1 学校で勤務するきっかけを教えてください

以前は、総合病院に勤務し、主に急性期を担当、小児科などを経験しました。家庭と両立できる仕事を探している中で学校で働く看護師の存在を知りました。

Q2 仕事の内容を教えてください

学校で働く看護師の中でも、常勤のチーフ看護師として勤務しています。医療的ケアの実施に加えて、校内の医療的ケア体制について検討する会議などに出席したり、同僚看護師のサポートや主治医との調整、個別のマニュアル作成、教職員との打ち合わせなどを行ったりしています。

Q3 学校で働くやりがいを教えてください

教育活動を支援していくこと、お子さんの成長・自立を強く感じられることにやりがいを感じます。人工呼吸器を使用しているお子さんなど、様子をよく観察して判断することも求められ、自身のキャリアアップにもつながっていると感じています。

Q4 研修などのサポートはありますか?

私が勤務する自治体では、夏休み、冬休みに看護師向けの研修があります。学校で看護師と教職員が連携するために必要なことや、他校の看護師との情報交換などを行います。



1年間の研修スケジュール(例)

入職時(4月)オリエンテーション
校内の案内、学校の看護師の役割など

夏休み(8月)研修
教職員との連携方法や他校の看護師との情報共有など

冬休み(12月)研修
医師などによるケアの実技研修など

学校で看護師と連携している教職員の声

学校の看護師さんは、医療的ケアが必要なお子さんの安心・安全な学校生活をサポートしてくれる重要な存在だと思います。看護師さんが医療的ケアの実施はもちろんです。体調や表情を気にかけてくれるおかげで、教職員は安心して授業に取り組みることができます。また、お子さん自身も安心して学校生活を送ることが出来ていると感じています。



■事業の背景・目的

- 医療的ケア看護職員の人材確保や定着には研修等の実施によるサポートが有効であり、これまでも各種研修資料・マニュアル等の開発が行われてきたところであるが、自治体等での活用にあたり、医療的ケアの手技については動画形式が望ましいとの要望もある。
- そこで、本事業では、令和元年度に作成された「学校における医療的ケア実施対応マニュアル（看護師用）」に基づいて医療的ケアの手技解説動画を作成し、学校現場で医療的ケアを実施する看護職員を対象とした研修や、潜在看護師を対象とした研修等での活用、及び医療的ケア看護職員の資質向上を目指す。

■実施内容

検討委員会

- 有識者8名により計2回程度開催
- 動画の企画・構成、撮影の環境や使用する医療機器・物品、編集に関する検討を実施
- 原則オンライン会議を想定

研修動画の作成

- 「学校における医療的ケア実施対応マニュアル（看護師用）」の内容を中心に、主要な医療的ケアの手技を説明するスライドと手技の実演からなる10分程度の動画を10本程度作成

普及啓発資料の作成

- 動画の内容等を全国の教育委員会や学校に向けて周知するための資料を、PPT形式1～5枚程度で作成

想定される動画テーマ例

コンテンツ概要

- ①喀痰吸引（鼻腔・口腔）
- ②喀痰吸引（気管カニューレまたは切開部）
- ③人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- ④気管切開部の管理
- ⑤経管栄養
- ⑥導尿
- ⑦血糖値測定・インスリン注射
- ⑧ヒヤリハット、緊急時の対応
- ⑨災害対応（非常用電源の活用）

- 内容のボリュームによっては1テーマを2本に分けて作成することも想定
- 学習者がスマートフォン等でも視聴しやすい工夫を行う